

日本周産期・新生児医学会
認定外科医規定

一般社団法人
日本周産期・新生児医学会

日本周産期・新生児医学会 認定外科医規定 〈目次〉

1. 認定外科医規定	3
2. 認定外科医規定施行細則	5

日本周産期・新生児医学会 認定外科医規定

(目的)

第1条 本制度の目的は、わが国の胎児及び新生児がより高い水準の医学・医療の恩恵を受けることができるように、優れた知識と技能を備えた認定外科医を社会に送り、それによって社会の福祉に貢献することである。

一般社団法人日本周産期・新生児医学会(以下、本学会と呼ぶ)が認定する日本周産期・新生児医学会認定外科医は、高度な医学知識や専門的外科技能により、ほかの医師に適切な指示を与えることのできる臨床能力を有することが必要とされる。

(認定外科医の名称)

第2条 本学会の認定外科医の名称は、日本周産期・新生児医学会認定外科医(以下、認定外科医と呼ぶ)とする。

2. 認定外科医の英文名称は、JSPNM board certified surgeon とする。

(委員会)

第3条 周産期専門医制度規定施行細則第7条第2項に規定されている専門医認定委員会は、本学会認定外科医を認定する。

(取消)

第4条 以下の各項に該当する時は認定外科医の認定を取消すものとする。

(1) 定款第16条及び第17条により、会員の資格を失った時。

(2) 申請書に虚偽の認められた時。

(3) その他、認定外科医として不適切と認められた時。

2. 認定外科医の認定の取消は、専門医認定委員会及び専門医制度委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

(疑義)

第5条 認定及び認定の取消について、当該医師は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つ。

(復活, 再申請)

第6条 定款第16条第2項(3)による会費滞納により退会となり取消された認定外科医資格は、会員への復帰後、審査のうえ復活を認めることがある。

2. 第4条(2)によって取消された時は、5年間再申請することを認めない。

(公示)

第7条 専門医制度委員会により認定証の交付を受けた医師は、本学会ホームページあるいは機

関誌に必要事項を公示する。

(細則)

第 8 条 本規定を施行するにあたり、施行細則を定めることができる。

(会計)

第 9 条 本制度は一般会計により、運用する

(改正)

第 10 条 本規定の変更は専門医制度委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。

附則

本規定は 2014 年 4 月 25 日より施行する。

本規定は 2020 年 2 月 1 日より施行する。

第1章 認定外科医の認定

(認定外科医の申請資格)

第1条 認定外科医の認定を希望する者は、以下の基準を全て満たしていることが必要である。

- (1) 日本国の医師免許（医籍）を有すること
- (2) 申請領域の専門医であること
- (3) 申請時において継続して3年以上日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること
- (4) 日本周産期・新生児医学会専門医制度が認定している基幹及び指定認定施設に3年以上勤務していること
- (5) 申請時に申請料（3,000円）を納付していること
- (6) 必要症例数

申請時には15例（出生前診断3例を含む）の症例報告が必要である。その際、申請時に所属している施設の母体・胎児指導医もしくは新生児指導医の署名を必要とする。

- (7) 認定外科医申請時の学術業績については以下のとおりとする。

過去3年間の会員期間中の学術業績の合計が20単位以上。うち*の合計が10単位以上。

1. 10単位

- 1) 周産期・新生児学に関連した学術論文を査読制度のある雑誌に筆頭著者または corresponding author として発表し、それを専門医認定委員会が認めた場合*
- 2) 以下のいずれかへの学術集会への参加（筆頭演者としての発表があれば5単位を追加）

日本周産期・新生児医学会 学術集会*

日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム*

2. 研修単位5単位/回

以下のいずれかの学術集会への参加（新生児外科領域の筆頭演者としての発表があれば5単位を追加）

日本産科婦人科学会*

日本小児科学会*

日本小児外科学会*

日本新生児成育医学会

日本麻酔学会

日本母体胎児医学会

3. 論文単位5単位/回

査読のない論文であっても、専門医認定委員会が認めた総論や著書の場合。

2. 小児外科や心臓血管外科のように二階建て外科専門医制度の場合、外科専門医取得だけでは申請資格を満たさず、二階建ての各専門医領域の専門医取得が必要である。

(認定期限)

第2条 認定外科医の認定期間は認定の日から5年間とする。

2. 病气療養、出産・育児等、考慮する事情があれば、申請のうえ認定外科医の認定期間を延長することができる。
3. 認定外科医の延長期間は資格停止とし、延長期間は最大3年間とする。

(申請手続き)

第3条 申請に必要な書類は以下のものである。

- (1) 日本国医師免許証 (写)
 - (2) 申請領域の専門医認定証 (写)
 - (3) 日本周産期・新生児医学会認定外科医申請書
 - (4) 症例要約
 - (5) 取得単位集計表
 - (6) 学術集会参加記録簿
 - (7) 学術論文刊行記録簿
2. 前項の書類と申請料を添えて、所定の期日までに理事長あてに申請すること。

(書類審査)

第4条 前条に規定された書類が所定の基準に達しているかを審査する。研修の経歴等について疑義が生じた時には専門医認定委員会で検討の上、その資格を認めないことがある。その際申請料は返還しない。

(登録)

第5条 認定外科医の認定を受けたものは認定外科医登録申請後に認定証が交付される。

2. 登録者名は機関誌及びホームページに発表する。
3. 登録料は1万円とする。

(認定期日)

第6条 新しく認定あるいは更新された認定外科医の認定資格は12月1日からとする。

第2章 認定外科医更新

(更新)

第 7 条 本学会認定外科医は認定を受けてから 5 年を経た時、資格更新の審査を受けなければならない。

2. 認定外科医の資格更新認定には所定の条件を充たしていることが必要である。
3. 認定外科医の資格更新認定は年 1 回書類審査をもって行う。
4. 資格更新については以下の基準を全て充たしていることが必要である。
 - (1) 日本国の医師免許（医籍）を有すること
 - (2) 更新申請時に外科サブスペシャリティ領域専門医を有すること。
 - (3) 申請時において継続して日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること
 - (4) 本会が指定している認定施設に勤務していること
 - (5) 申請時に申請料（3,000 円）を納付していること
 - (6) 直近の認定期間内に新生児外科手術症例 5 例を経験していること。ただし、新生児期手術及び術者・助手を問わない。
 - (7) 更新申請時に以下の学術業績を有すること。内訳は以下のとおりとする。すなわち直近の認定期間内に以下の学術業績の合計が 20 単位以上、かつ*印項目の合計が 10 単位以上であること。

①10 単位

- 1) 筆頭著者または corresponding author としてアクセプト（受理）された新生児外科領域に関連した学術論文。ただし査読された論文に限る。*
- 2) 以下のいずれかへの学術集会への参加（新生児外科領域の筆頭演者としての発表があれば 5 単位を追加）

日本周産期・新生児医学会 学術集会*

日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム*

②5 単位

- 1) 上記 1) 以外の論文。認定の是非は専門医認定委員会にて審査する。
- 2) 以下のいずれかの学術集会への参加（新生児外科領域の筆頭演者としての発表があれば 5 単位を追加）

日本産科婦人科学会*

日本小児科学会*

日本小児外科学会*

日本新生児成育医学会

日本麻酔学会

日本母体胎児医学会

（改正）

第 8 条 本施行細則の改正は専門医制度委員会の発議により、理事会の議を経て変更でき

る。

附則

本施行細則は 2014 年 4 月 25 日より施行する。

本施行細則は 2016 年 4 月 9 日より施行する。

本施行細則は 2020 年 2 月 1 日より施行する。